

第 11 期事業年度

# 事業報告

自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社は、日本企業の海外インフラ展開を支援する官民ファンドとして、政府が掲げるインフラシステム海外展開戦略や国土交通省インフラシステム海外展開行動計画等を踏まえ、2014年の設立来、第11期事業年度（令和7年3月期、以下「当期」）までに、44件の事業の支援を決定し、累計で2,930億円の投融資を実行してまいりました。

第10期事業年度（令和6年3月期、以下「前期」）決算における多額の損失計上をうけて、令和6年8月、国土交通省にて「海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）の役割、在り方、経営改善策等に関する有識者委員会」（以下「有識者委員会」）が設置されました。有識者委員会は計7回開催され、令和6年12月に最終報告が公表されました。当社は、有識者委員会の最終報告を踏まえて、経営改善策・改善計画を策定し、着実な実施に向けて、社内に改革推進本部を発足させ、改善に取り組んでまいりました。

経営改善策の進捗状況として、「投資リスク管理」の面では、経営リスクに関する一覧性のある資料（ヒートマップ）の作成やリスク管理の状況を事後的にチェックする体制として第三者評価の試行、モニタリング強化やエグジット等の的確な実施のためのルールの厳格化等を実施しました。また、「損失計上や公表」の面では、全投資案件のパートナー企業の減損実施の有無を確認した上で、当社の減損処理を検討・実施しました。当社の支援事業にかかる損失計上額については後述しています。また、「組織体制」の面では、令和7年3月に新たにコンプライアンス委員会を立ち上げ、4月に事業推進部体制の見直しによる組織体制の強化を実施する等、ガバナンスの強化を図っています。

なお、令和7年3月に有識者委員会のフォローアップ会合が開催され、これら経営改善策・改善計画に挙げられた「投資リスク管理」、「損失計上や公表」及び「組織体制」の課題に係る改善策について、着実に必要な措置が実施されていることがおおむね確認されています。

当期は、損失計上公表時から有識者委員会で改善状況が確認されるまでの間は新たな支援決定を行わないとしたことから、支援決定については、令和6年4月に支援決定（追加事業持分取得）を行った1件のみとなります。一方、既存案件では、9事業から配当を受領し、4件について投資回収し一部エグジットしました。

また、当社は、出融資による支援のみならず、長期的な観点から、案件発掘・形成力の強化のために海外でのビジネス開拓活動にも取り組んでいます。国内外の機関・企業と情報交換等を行うとともに、案件発掘、民間企業の参入環境整備、企業マッチング等を行い、日本企業の更なる海外展開の促進を図っています。当期は、国土交通省及び Singapore Cooperation Enterprise の間で署名された覚書の枠組みのもと、シンガポールの都市コンサルティング企業 Meinhardt と協力覚書を締結しました。これは第三国、特に ASEAN 諸国におけるデジタル及びスマートシティのプロジェクトを共同で探求・実現することを目的としています。

既存案件の主な動きとしては、当期は、前期において損失を計上した案件のうち、テキサス高速鉄道開発案件に係る当社保有の社債債権を全額売却し、約 47 億円の収入を計上しました。なお、令和 7 年 4 月に当社保有の出資持分についても処分し、撤退手続きが完了しています。

当期の財務的な結果としましては、上記収入や営業投資有価証券運用益及び受取配当金を主な収益として、営業収益 78.9 億円（前期営業収益 30.7 億円）、経常利益 35.8 億円（前期経常損失▲799.3 億円）となりました。

なお、当期は、ロシア・ハバロフスク国際空港整備・運営事業について、回収時期や金額が見通せないことから投資額全額の 0.9 億円を減損しました。これを含めて当社全体で 1.2 億円の減損・引当を実施しています。

（当期 支援決定案件）

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容*
【インド】 エネルギー輸送・供給網整備事業（追加事業持分取得）	令和 6 年 4 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本企業連合</li> <li>・ 事業実施主体</li> </ul>	出資：約 105 億円

\*認可申請当時の為替レートに基づく最大額。

（当期 初回出融資実行案件）

- ・ インド ウジャイン等州道運営・管理事業（前期認可）
- ・ アラブ首長国連邦 廃棄物処理施設を通じた都市機能増進事業（前期認可）
- ・ 米国 化学品物流事業（前期認可）

（2）設備投資の状況

当期は、サーバーの更改を行いました。

（3）資金調達状況

当期は、日本政府から総額 87 億円の出資を受けました。

（4）対処すべき課題

令和 6 年 12 月に策定した改善計画は、当社の実績を踏まえた達成可能なものとすべく、安定的な達成が見込まれる条件として想定 IRR を 3.0%、投資計画額（年間）について 220 億円と設定し、遅くとも第 36 事業年度（令和 32 年 3 月期）の累積損失解消を目指すこととしています。

また、併せて策定した経営改善策については、1.（1）に記載の取組に加え、引き続き措置が必要な事項に適切に対応していくことにより着実に、かつ、少しでも前倒しで、

累積損失を解消していくこととしています。このため、第12事業年度（令和8年3月期）には新規支援決定を再開し、新規案件に取り組んでまいります。

当期及び過年度の減損案件も含め、地政学リスクの顕在化、投資先現地の治安の悪化、現地政府の対応方針変更等により事業継続に支障が出ている事例については、引き続き、必要な措置を講じる等、適切に対応してまいります。

ここ数年続いた円安の影響については、既存の投資案件に関してはプラスの要因となる一方で、新規の投資についてより綿密な戦略や収支計画検討が必要となっていること、加えて、アメリカ合衆国新政権による各施策による投資環境の変化には十分留意していく必要があると考えています。

なお、令和6年12月にとりまとめられた有識者委員会の最終報告において、損失計上や公表に係る対応について、「タイムリーな情報公表のために検討すべき課題は多いが、損失計上等のリスク情報・ネガティブ情報について、パートナー事業者の意向に留意しつつ、ステークホルダーへの早期の説明を行うべきである。」とされています。

これを踏まえて、守秘義務が解除された案件やパートナー事業者との調整が完了した事業について、以下のとおり損失計上額を公表します。これらを含め会計上、損失を計上した事業につきまして、撤退手続きが完了したものを除き、引き続き事業の実現と投資回収の極大化を目指してまいります。

- ・ ブラジル都市鉄道整備・運営事業について、前期に全額（約81億円）減損済
- ・ ミャンマーにおける都市開発3事業について、前期に全額（約179億円）減損済
- ・ テキサス高速鉄道事業について、前期に全額（約417億円）減損済
- ・ 米国代替ジェット燃料運搬・供給事業について、前期に全額（約9億円）減損済

注：上記の事業は前期の事業報告書の補足資料等において事業名、損失計上額を公表しているが、事業報告書には非掲載であり今回改めて掲載するもの

- ・ ティラワ港ターミナル事業について、第9期事業年度（令和5年3月期）に全額（約7億円）減損済

#### （5）財産及び損益の状況

（単位：千円）

区 分	第9期 自4年4月1日 至5年3月31日	第10期 自5年4月1日 至6年3月31日	第11期 自6年4月1日 至7年3月31日
経常利益又は 経常損失 (△)	△1,088,783	△79,925,167	3,584,765
当期純利益又は当 期純損失(△)	△1,092,583	△79,928,967	3,580,965
1株当たり当期純利益 (円)又は1株当たり当 期純損失(△)(円)	△303	△16,061	633

総 資 産	223,198,526	203,446,284	210,208,464
純 資 産	215,008,629	188,075,314	200,591,743
1株当たり純資産 額(円)	47,833	34,078	35,235

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

#### (6) 主要な事業内容

当社（機構）の主な事業は次のとおりとなっています。

- ① 機構が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 機構が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 機構が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- ⑦ 機構が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑪ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑫ ①～⑪に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑬ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に附帯する業務
- ⑮ ①～⑭の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

#### (7) 主要な営業所

本社： 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

#### (8) 従業員の状況（令和7年3月31日現在）

従業員数*	前期末比増減	平均年齢*	平均勤続年数**
60名	98%	46歳	4.1年

\*従業員数及び平均年齢は、出向者を含み、派遣社員を除きます。

\*\*平均勤続年数は、出向者及び派遣社員を除きます。

(9) 主要な借入先 (令和7年3月31日現在)

該当事項はありません

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和7年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,692,900株

(3) 株主数 19名

(4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	5,574,000	97.91%
三井住友信託銀行株式会社 (信託口)	104,800	1.84%
日本高速道路インターナショナル株式会社	3,500	0.06%
一般社団法人 日本港運協会	2,000	0.04%
一般社団法人 日本造船工業会	2,000	0.04%
一般社団法人 日本埋立浚渫協会	2,000	0.04%
一般社団法人 海外エコシティプロジェクト協議会	1,640	0.03%
一般財団法人 港湾空港総合技術センター	1,000	0.02%
一般社団法人 日本船主協会	1,000	0.02%
大和ハウス工業株式会社	600	0.01%
一般社団法人 国際建設技術協会	200	0.00%
一般社団法人 海外建設協会	20	0.00%
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会	20	0.00%
一般社団法人 全国空港事業者協会	20	0.00%
一般社団法人 日本橋梁建設協会	20	0.00%
一般社団法人 日本道路建設業協会	20	0.00%
一般社団法人 日本物流団体連合会	20	0.00%
一般社団法人 日本民営鉄道協会	20	0.00%
一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会	20	0.00%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（令和7年3月31日現在）

##### （1）取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	武貞 達彦	
代表取締役・専務取締役	細見 健一	
専務取締役	日笠 弥三郎	
取締役	北川 均	
取締役	西田 直樹	綜通株式会社 常勤監査役 内外建設株式会社 監査役 綜通アメニティサービス株式会 社 監査役
取締役	芳賀 良	東京水道株式会社 社外取締役・監査等委員
取締役	土生 英里	静岡大学 地域法実務実践センター教授
取締役	水村 淳	DBJ アセットマネジメント株式 会社 内部監査室長
監査役	寺浦 康子	エンデバー法律事務所 パートナー弁護士

（注） 1. 取締役のうち、北川均、西田直樹、芳賀良、土生英里及び水村淳は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 当社は執行役員制度を導入しており、令和7年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地位	氏名
執行役員	富田 建蔵
執行役員	杉山 卓
執行役員	岡田 秀樹
執行役員	久保 賀弘

##### （2）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	8人	84,750千円	
監査役	1人	5,000千円	
計	9人	89,750千円	

（注）金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

##### （3）社外役員に関する事項

###### ① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

###### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

###### ③ 当期における主な活動状況（海外交通・都市開発事業委員会における活動を含む）

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長)	北川 均	当期開催の取締役会 16 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。エンジニアリング会社での経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長代理)	土生 英里	当期開催の取締役会 16 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。国際経営や国際会計・発展途上国支援の分野に関する見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	西田 直樹	当期開催の取締役会 16 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。銀行・投資会社等での国内外における投融資業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	芳賀 良	当期開催の取締役会 16 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。銀行での国内外におけるファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	水村 淳	当期開催の取締役会 16 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。政府系金融機関での国内外におけるファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
監査役	寺浦 康子	当期開催の取締役会 16 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 15 回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、対象事業支援の対象となる者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外交通・都市開発事業委員会に委任されたものとみなされています。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けています。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しています。

#### ⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### ⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	11,600 千円

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳の業務に対し、対価を支払っています。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正性を確保するために必要な体制について、「内部統制システム基本方針」を制定しています。「内部統制システム基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- コンプライアンス遵守の体制強化のため、コンプライアンス委員会を設置することとし、コンプライアンス規程の所要の改正を実施。
- JOIN が上場株式を保有することを踏まえ、コンプライアンスの徹底を図るため、令和7年2月、コンプライアンス（インサイダー取引未然防止）研修を実施（派遣職員を含む全役職員対象）。
- 情報セキュリティについて、情報セキュリティ委員会を開催（令和6年5月及び同年12月）し、標的型メール訓練、自己点検、情報セキュリティ研修の実施、5年ぶりのサーバー更改が予定どおり終了したことを報告。
- 内部監査規程及び内部監査計画に基づき、内部監査を実施。令和7年1月の取締役会において中間報告を実施し、年度内には是正が可能な事項については早急に対応する等、より実効的な内部監査を確保。
- なお、当期は重大なコンプライアンス事案は発生していません。

- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を開催（令和6年7月、及び令和7年3月）、リスク項目毎の対応状況の確認、オプション管理簿の整備、保証・貸付管理事務マニュアル（改訂版）の策定、ヒートマップの作成等を実施。
  - 案件審査の体制強化を目的として、事業化検討会議、案件審査委員会及び支援検討会議の構成員や決議の在り方を見直し、案件の審査体制に関する規程を改正。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会及び海外交通・都市開発事業委員会を適時に開催、適切な経営管理、支援決定を実施。
  - 案件審査の体制強化を目的として、事業化検討会議、案件審査委員会及び支援検討会議の構成員や決議の在り方を見直し、案件の審査体制に関する規程を改正。（再掲）
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 文書管理規程、情報管理規程及び情報セキュリティ対策基準に基づき、適切に情報の保存及び管理を実施。
  - 取締役への適切な情報共有及び共有された情報の適切な管理のため、Microsoft 社が提供するクラウドサービス（SharePoint）を通じた情報共有を開始。
- (5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 投資先企業における株主権の行使等を適切に実施。また、子会社の代表者は、子会社における重要な意思決定について、会社に適切に報告を実施。
- (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、全ての取締役会及び海外交通・都市開発事業委員会に出席し、必要な意見を陳述。
  - 取締役会決議又は社長決裁を要する文書、行政機関から発せられた重要な文書、会計監査人から発せられた文書その他監査役の指定する文書について、決裁又は受領後監査役へ回付を実施。
  - 内部統制システム基本方針に基づき、監査担当者を置き、監査役の指揮を受けてその職務を補助する体制を取っている。

以上

第 11 期事業年度

# 附 属 明 細 書

自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 7 年 3 月 31 日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等である財務大臣から追加での出資金の受入れ（総額 87 億円、1 株あたりの払込金額 5 万円）を行っています。この取引における取引条件（1 株あたりの払込金額）及びその決定方法については、他の株主様と同様の条件により決定しています。当社取締役会としては、社外取締役も含めた取締役の全員一致により、当期における親会社等との間の取引は適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しています。

以上